

「管理本館付帯設備ZEB化改修機械設備工事」に係る質問事項への回答

令和 5年 8月 17日

NO.1

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書の温湿度調整目標値で夏場の湿度が50%とありますが、除湿及び加湿用の設備は機器表に記載がありません。(2階有機物試験室除く)湿度は成行としてよろしいでしょうか。	湿度条件RH50%は、負荷計算上の設計条件を記しております。空調設備には除湿制御はありませんので、ご指摘どおり夏季湿度は「成行」となります。
2	2階有機物試験室の外調機に加湿能力の記載がありますが、既存の外調機に加湿給水がなく、空調設備図面及び衛生設備図面において加湿給水工事的記載もありません。加湿給水配管工事は除外と考えてよろしいでしょうか。	加湿給水配管工事は除外として構いません。
3	OPAC1-1の機器仕様について、定格暖房能力が25.0[kW]の記載がありますが、参考型式の暖房能力が19.1kWです。参考型式以外の機器を選定する場合、冷房能力22.4[kW]、暖房能力19.1～24.9[kW]の機器でよろしいでしょうか。	参考型式以外の機器を選定する場合、冷房能力22.4[kW]、暖房能力19.1～24.9[kW]の機器で構いません。
4	空調機室外機に対して高調波対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	高調波対策は不要です。
5	アスベスト調査費、対策費は除外と考えてよろしいでしょうか。	アスベスト調査費、対策費は除外として構いません。 (別途、建築工事で調査予定です)
6	レベル1,2に該当するアスベスト含有建材はありますか。 アスベスト調査報告書をご開示願います。	レベル1,2に該当するアスベスト含有建材はありません。
7	本機械設備工事で導入する空調・換気集中リモコンはBACnet接続しないものと考えてよろしいでしょうか。(集中リモコンはデマンド制御のみ)	ご認識のとおりです。

番号	質 疑	回 答
8	アンカー打設、ダクト工事、撤去工事等は主たる工事が音出し作業となります。作業可=音出しの制約はなしと考えてよろしいでしょうか。	質問番号14にも関連しますが、音出し作業(制約なし)については、受注後に詳細工程を調整させていただきます。
9	新規躯体貫通に際し、X線非破壊検査は不要でしょうか？	X線非破壊検査は不要です。ただし、鉄筋探査機(電磁波レーダー)による調査後に施工とします。
10	配置技術者は実工期でよろしいでしょうか。	配置技術者(監理技術者)は原則として、契約後7日以内に専任で設置しなければいけません。ただし、下記に掲げる期間については、契約工期中であっても工事現場への専任を要しない期間として取り扱うことは可能です。 【工事現場への専任を要しない期間】 ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。) ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 ※詳細については、国土交通省が定める監理技術者制度運用マニュアル三(2)を参照してください。
11	空調停止期間中の仮設冷暖房器具はお客様手配でよろしいでしょうか。	空調停止期間中の仮設冷暖房器具に要する費用は、積算に含まれておりません。仮設冷暖房器具の設置については受注者との協議により決定します。
12	設計監理者様の現場事務所設営は不要でしょうか。必要な場合は請負者負担でしょうか。	設計監理者用の現場事務所は不要です。

番号	質 疑	回 答
13	検便検査は作業員の工事入場前に各人1回のみの検査と考えてよろしいでしょうか。	検便検査の有効期間は6ヶ月ですので、それを超える場合は検査が2回必要になります。
14	仕様書の工程表については参考としての工程表であり、入札後に詳細打合せと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	次亜塩素酸等の薬品を取り扱う部屋があるようです。空調室内機熱交換器は標準仕様でよろしいでしょうか。	空調室内機熱交換器は標準仕様で構いません。
16	室内機・配管材料等の資材を居室内に仮置きさせていただいてもよろしいでしょうか。また、借用費用は無償でしょうか。	室内機・配管材料等の資材の仮置き場所については無償で提供します。
17	仮設事務所は敷地内に設置可能と考え、機械設備工事区分で必要なものを見込みます。よろしいでしょうか。	ご認識のとおりで構いません。
18	工事試運転に必要な、水、電力、ガス及び油等の費用は無償でよろしいでしょうか。	原則、受注者の負担ですが、詳細は協議により決定します。
19	仮設のトイレはお客様から無償提供でよろしいでしょうか。	仮設のトイレについては企業団から提供はしませんので、受注者で手配してください。